

平成 30 年 7 月 11 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害について 経済産業大臣のガスの災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成 30 年 7 月 9 日に災害救助法の適用が決定された岐阜県岐阜市、美濃加茂市、可児市、山県市及び本巣市において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の被害が生じたため、全国で 8 府県 58 市 36 町 4 村に対し、災害救助法の適用が決定されました。

東邦瓦斯株式会社から、岐阜県岐阜市、美濃加茂市、可児市、山県市及び本巣市において被災した需要家に対する災害特別措置として、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

これを受け、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 20 条ただし書の規定及びガス事業法第 177 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第 158 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 新川

担当者:小柳・石原・瀧桐

電 話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

(別紙)

## 指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された岐阜県美濃加茂市、可児市、山県市、本巣市、岐阜市において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、東邦瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災により、ガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成30年10月末日までに申出があった場合、当該工事に係る工事費については全額東邦瓦斯株式会社負担とする。
2. 被災した需要家の平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月検針分及び8月検針分の各ガス料金の支払期限及び供給停止不可期間をそれぞれ1か月間延長する。  
※供給停止不可期間：検針日の翌日から数えて50日間をいう。
3. 災害救助法適用日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
4. 東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東邦瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結された場合、被災された需要家の平成30年7月検針分及び8月検針分の各ガス料金の支払期限及び供給停止不可期間をそれぞれ1か月間延長する。

## 託送供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された岐阜県美濃加茂市、可児市、山県市、本巣市、岐阜市において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、東邦瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成30年10月末日までに申し込みがあった場合（※）、当該工事にかかる工事費については全額東邦瓦斯株式会社負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

2. 被災した需要場所に係る平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月検針分及び8月検針分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。
3. 災害救助法適用日の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から6ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。
4. 東邦瓦斯株式会社の供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに東邦瓦斯株式会社の小売託送供給約款に基づき被災されたガスの使用者を需要家とする託送契約を締結された託送供給依頼者について、被災した需要場所に係る平成30年7月検針分及び8月検針分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。